令和８年度　第５回春日市教育委員会定例会　議事録

１　開会及び閉会に関する事項

(1)　日　　時　　令和８年８月２１日（金）
　　開会　午前９時００分
　　閉会　午前９時２５分

(2)　場　　所　　春日市役所　４０７会議室

２　出席者の氏名

教　育　長	山　﨑　明　彦
教育委員	安　本　誠　一
教育委員	黒　岩　眞理子
教育委員	足　達　好　子

（事務局）

教　育　部　長	武　末　竜　久
教育総務課長	小　嶋　健　朗
学校教育課長	髙　木　隆太郎
地域教育課長	濵　田　佳寿美
教育総務課統括係長	大　塚　　寛
教育総務課主任	江　藤　太　志

３　欠席者の氏名

教育委員	奥　田　大　輔

４　議事の大要

別　　紙

〇山﨑教育長
ただいまから令和８年度第５回春日市教育委員会会議を始めます。
本日の議事は、お手元に配付しております通りでございます。

【第１　会議録署名委員の指名】

〇山﨑教育長
まず初めに、会議録署名委員の指名を行います。足達委員を指名いたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

【第２　議案】
(1) 第１４号議案　春日市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について
(2) 第１５号議案　春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

〇山﨑教育長
次に、議案の付議事項でございますが、第１５号議案　春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出については、「議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項」に該当するため、春日市教育委員会会議公開規則第４条の規定に基づき、非公開としたいと思います。
それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第１５号議案について、非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

〇山﨑教育長
全員賛成により第１５号議案　は非公開とします。

それでは、第１４号議案　春日市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いいたします。

〇小嶋教育総務課長
それでは議案書２ページをご覧ください。第１４号議案春日市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。
提案理由です。行政不服審査法に基づく審査庁の適正化を図るため、教育長に委任された事務に係る処分の審査庁を教育長と明確化するとともに、春日市情報公開条例及び春日市個人情報の保護に関する法律施行条例における実施機関の規定と、本規則の委任規定との不整合を解消し、事務処理の適正化を期すため、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。
今回不服申立てに発展する可能性がある案件が初めて発生したことを機に関連する手続きを精査いたしました。
その結果、不服申立てに対する審査手続きを適正に行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。それでは４ページ、新旧対照表をご覧ください。第２条第６号中、不服申立ての次に「教育長に委任された行政処分に係るものを除く。」を加え、第７号として、「行政文書及び個人情報の開示決定等に関すること」を加えるものでございます。この改正により、これまで教育長に委任されていた行政処分に対する不服申立てについては、教育委員会に審査請求を行うこととなっておりましたが、今後は教育長に対して審査請求を行うこととなります。これは行政不服審査法の施行通知において処分をした行政庁に上級行政庁がない場合、審査請求をすべき行政庁は処分をした行政庁である。と定められており、教育委員会は教育長を直接指揮監督する立場には当たらないという法律上の仕組みに基づくものでございます。説明は以上でございます。

〇山﨑教育長
ありがとうございました。ただいま説明のありました議案について、審議をいたします。

質疑はございますか。

〇安本委員
少し確認させてください。法律の解釈が難しいのですが、上級行政庁と教育委員会の関係はどのような位置づけになっているのでしょうか。

〇小嶋教育総務課長
教育長と教育委員会の関係ということでよろしいでしょうか。教育長には上級行政庁は存在いたしません。

〇安本委員
そうすると、権限がすべて教育長に帰属することになり、次々に権限が移っていくということにはならないのでしょうか。

〇小嶋教育総務課長
教育委員会の事務のうち、教育長に委任された事務についてのみ、不服申立ての手続きが変わるものとなります。それ以外の事務につきましては、これまでどおり教育委員会が審査庁となります。

〇安本委員
その場合、もし不服審査申し立てがあった場合の、教育委員会の上級行政庁はどこになるのでしょうか。

〇小嶋教育総務課長
教育委員会の上級行政庁は存在しません。

〇山﨑教育長
よろしいでしょうか。それでは、第１４号議案　春日市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

全員賛成でございます。よって、第１４号議案　春日市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について　全員賛成をもって可決いたしました。

・第１５号議案は、非公開。
・審議の結果、第１５号議案は、全員賛成により可決。

【３　報告事項】
(1)教育長報告
〇山﨑教育長
次に報告事項でございます。実はお手元に今日配付したものなんですけども、「生徒指導提要」改訂版を教育相談で活用する、タイトルがリーガル・ナレッジに基づく発達支持的生徒指導の充実ということで、実は昨日私は柳川に行きまして、柳川で福岡県市町村教育長研修会がございました。
その時に、講演をしていただいた方がですね、この東京理科大学教授の生徒指導提要の解説改訂版の座長を務めました八並　光俊先生と言われます。非常に学校現場に対して、生徒指導に関しての厳しい指摘をしていただいたんですけども、少しだけ紹介をいたします。10 ページの一番下、「自分史からの思い」をちょっと読ませていただきます。
1　苦境に立つ子供の救済　ということで、私は小学校 3 年生になった途端に複数の児童から暴力的ないじめを受け、命を守るために不登校を選択しました。また、同時期に父親が難病に倒れ、その後兄弟 4 人で看病をしながら奨学金で高校から大学院まで過ごしました。つまり、ヤングケアラーで

長年過ごしました。そのような生活経験から、自分と同じような境遇の子どもやもっと苦境に立っている子どもを助けたいと思ってきました。それが今の仕事に繋がる大きなきっかけなんです。
この八並先生が提唱されている生徒指導のあり方については、11 ページ、12 ページにその詳細について述べておられますので、ぜひご覧になっていただきたいんですが、最後の 13 ページをご覧ください。最後の 13 ページの一番最後の部分です。
2　地域社会総がかりの生徒指導　チーム学校や働き方改革の中で、生徒指導提要改訂版を共通知識として、保護者や地域住民、関係機関の方々の学校運営への参画や協力は不可欠です。その意味で、地域社会総がかりの生徒指導体制づくりも今後の大きな課題だと思います。ということで結ばれておられます。

実は今年から、私自身感じているのは、春日市のコミュニティスクールが 20 年を経過してですね、
課題もやっぱりたくさん出てきておるわけなんです。課題の 1 つは何かというと、学校運営協議会の中で熟議を、熟議をということでここ数年言われているにもかかわらず、熟議をしたら実働しなければならない。学校家庭と地域で一緒になって動かなければならないんですが、その動きが非常に鈍ってきているのではないのかなという大きな課題があります。
そこであえて、コミュニティスクールで挑む「いじめ ZERO プロジェクト」というものを立ち上げて、すべての小中学校で学校、家庭、地域が一体となって、いじめ防止に向けた様々な取り組みを行っていこう。夏休みまでにすべての学校が具体的な計画を構築しましたので、夏休み明け以降、具体的な実働に入って参ります。実はこの八並先生がこの春日市の取り組みについて、情報をキャッチされまして、私の方に電話いただきました。ぜひ地域総がかりでの取り組みを推進して欲しい。
ということで、お互い関係ができてですね、教育委員会の教育委員の皆様にもし時間があればということでご紹介させていただきますが、10 月の 21 日の２時から市役所の大会議室で各小・中学校の関係職員等々を集めて、八並先生に来ていただいてですね、お話をしていただくという場を設定しておりますので、もしお時間があれば、参加していただければありがたいと思います。
福岡県の福岡教育事務所の指導主事も数名の来たいということで、要請があっておりましたので、改めてまたご紹介はいたしますが、ぜひ春日市の取り組みについて指導、助言をしていただければありがたいなと思っているところです。ということで、報告をさせていただきます。
ただいま報告いたしました件について委員の皆様からご質問等があればお願いをいたします。
ございますでしょうか。

〇安本委員
資料を拝見していて目にとまったのですが、10 ページにある故湯川秀樹先生の「1 日生きることは、1 歩進むことでありたい」という言葉ですね。私も存じ上げている物理学者で、京都大学の先生の言葉かと思います。東京理科大学の先生ということもあり、このような理系分野の先生であっても、非常に多くの書籍に精通され、深い教養をお持ちの方なのだなと、拝見した瞬間に感じました。生徒指導を行う上でも、広いアンテナを張り巡らせてさまざまな知見を得ておくことが不可欠であると改めて感じた次第です。感想でございます。

〇山﨑教育長
ただいま報告いたしました件について、委員の皆さまから御質問等はございませんか。
よろしいでしょうか。

(2)教育委員報告　なし
(3)事務局報告　なし
(4)主要行事報告　補足説明なし

【第４　調整事項】
(1) ９月定例教育委員会議の日程について
令和８年９月２９日（火）　午前９時３０分　決定

(2) １０月定例教育委員会議の日程について
令和８年１０月１９日（月）　午前９時　決定

(3) ９月教育委員懇談会の日程について
令和８年９月２９日（火）　　午前１０時３０分　決定
(4) １０月教育委員懇談会　開催なし

〇山﨑教育長
以上で本日の議事のすべてを終了いたしました。本日の教育委員会議、これにて閉会をいたします。
ありがとうございました。